



鴨 総 第 2805 号  
平成 28 年 1 月 28 日

鴨川市行政改革推進委員会  
会長 嶋津 辰次郎 様

鴨川市長 長谷川 孝夫



## 鴨川市行政改革指針等の策定についての諮問書

鴨川市行政改革推進委員会設置要綱（平成 17 年鴨川市告示第 236 号）第 2 条の規定に基づき、次の事項について鴨川市行政改革推進委員会の御審議を賜り、御提言を頂戴したく諮問します。

### 《諮問事項》

効率的な自治体経営を推進するため、本市の行政改革分野における基本的な方向性を定める鴨川市行政改革指針等を策定するに当たり、主として次の案に対する審議及び提言を求めたいもの

- 鴨川市行政改革指針（素案）
- 鴨川市行政改革指針実施計画（素案）
- 上記 2 点に付随する事項

平成28年2月18日

鴨川市長 長谷川 孝夫 様

鴨川市行政改革推進委員会  
会 長 嶋津 辰次郎

## 鴨川市行政改革指針及び実施計画（素案）について（答申）

平成28年1月28日付けで諮問を受けた、鴨川市行政改革指針及び実施計画（素案）については、承認します。

なお、答申に当たり、下記のとおり意見を付します。

### 記

- 1 成果・到達目標を見据え、取組項目を着実に実施すること。
- 2 職員の意識改革を図るとともに、職員の適正配置に努めること。
- 3 歳出の抑制と歳入の増加を図ること。
- 4 改革により急激に市民負担が増加しないよう、最大限の配慮をすること。
- 5 分かりやすい手法により評価を行い、改革の成果を検証すること。

